

## 特定施設入居者生活介護(介護予防特定施設入居者生活介護)

### 「介護付有料老人ホーム 和らぎ」運営規程

#### (事業の目的)

第1条 この規程は、有限会社和らぎ（以下「事業者」という。）が開設する「介護付有料老人ホーム和らぎ」（以下「施設」という。）が行う指定特定施設入居者生活介護〔介護予防特定施設入居者生活介護〕の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が、要介護状態〔介護予防にあつては要支援状態〕にある高齢者等（以下「要介護者〔要支援者〕」という。）に対し、適正な指定特定施設入居者生活介護〔介護予防特定施設入居者生活介護〕を提供することを目的とする。

#### (事業の運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供を努めるものとする。

2 施設の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行う。

3 施設の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行う。

4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 介護付有料老人ホーム 和らぎ
- (2) 所在地 神奈川県南足柄市中沼 114
- (3) 定員 50人
- (4) 居室数 48室
- (5) 電話番号 0465-46-7210
- (6) F A X 0465-73-0661

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人(常勤兼務1名)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 生活相談員 1人(常勤兼務1名)

生活相談員は、利用者又は家族からの相談に応じ、職員に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整等を行う。

- (3) 看護職員 3人(常勤兼務1名、非常勤兼務2名)

看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。

- (4) 介護職員 17人(常勤兼務15名、非常勤兼務2名)

介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な介護を行う。

- (5) 機能訓練指導員 1人(常勤兼務1名)

機能訓練指導員は、必要に応じ生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

- (6) 計画作成担当者 1人(非常勤兼務1名)

計画作成担当者は、特定施設サービス計画を作成し、利用者の能力に応じ自立した

日常生活を営むことができるよう支援する。

(事業の内容)

第5条 事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活の世話
- (2) 機能訓練及び療養上の世話
- (3) 入浴介護が必要な利用者については、週2回のサービス提供を標準とする。

(利用料その他の費用の額)

第6条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものと

し、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証の負担割合に応じた額とする。

2 その他費用については、別に定める料金表の通りとする。

3 前項各号の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 従業者は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関等への連絡を行う等の必要な措置を行うこととする。

2 前項の事態においては、従業者は管理者に必ず報告するものとし、管理者は従業者より連絡を受けた場合、必要に応じて市町村や保険者に報告するものとする。

(苦情処理)

第8条 事業の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第9条 施設は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、年2回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(個人情報の保護)

第10条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 施設が得た利用者及びその家族の個人情報については、施設の介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

(身体拘束等)

第11条 事業者は、サービスの提供にあたっては、当該利用者または他の利用者等生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わないものとする。

2 前項の身体拘束等を行う場合は、その態様および時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

2 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

3 その他虐待防止の為に必要な措置

- ・虐待防止に関する責任者の選定及び措置
- ・介護相談員の受け入れ
- ・利用者及び、主介護人、並びにそれに関わる関係者等が職員に対してのハラスメント

## 防止の措置

- 4 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

### （施設の利用に当たっての留意事項）

- 第13条 居室、共用施設、敷地その他の利用にあたっては、その本来の用途に従って、妥当かつ適切に利用するものとする。

### （その他運営についての留意事項）

- 第14条 施設は、運営規程の概要、特定施設入居者生活介護等の職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応については、事業所内に掲示するものとする。

- 2 事業者は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- （1）採用時研修 採用後3か月以内

- （2）継続研修 年3回

- 3 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者の代表者と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

- 6 提供したサービス内容等記録の保存（完結の日から5年間）

## 附 則

この規程は、平成26年5月1日から施行する。

平成28年4月1日より本改訂版を施行する。

平成30年3月25日より本改訂版を施行する。

平成30年4月11日より本改訂版を施行する。

平成30年7月1日より本改訂版を施行する。

平成30年8月1日より本改訂版を施行する。

平成31年4月1日より本改訂版を施行する。

令和元年10月1日より本改訂版を施行する。

令和3年4月1日より本改訂版を施行する。

令和3年7月1日より本改訂版を施行する。

令和3年8月1日より本改訂版を施行する。

令和6年4月1日より本改訂版を施行する。

令和7年6月1日より本改訂版を施行する。